平成２７年（フ）第１６１号
三重県四日市市大矢知町206番地１　レオパレスオアシス101、前住所三重県四日市市赤堀南町３番21号
破産者　堤田　清孝
１　決定年月日　平成28年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３５０号
滋賀県草津市野路２丁目９番７号
破産者　有限会社アクツールサービス
１　決定年月日　平成28年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７６号
香川県小豆郡小豆島町池田5596番地231
破産者　高松観光開発株式会社
１　決定年月日　平成28年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１号
熊本県八代市昆舎丸町２番22号、前住所熊本県八代市永碇町672番地13
破産者　松中　康介
１　決定年月日　平成28年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第７１号
宮崎県延岡市土々呂町６丁目2851番地２
破産者　有限会社アイキ建設
１　決定年月日　平成28年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１９６号
茨城県土浦市乙戸南２丁目14番20号
破産者　石塚　　智
１　決定年月日　平成28年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５４号
埼玉県羽生市大字日野手新田48番地１
破産者　岡戸　孝仁
１　決定年月日　平成28年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１７８８号
名古屋市中区松原３丁目２番30号　宝マンション松原403号
破産者　佐伯惠理子
１　決定年月日　平成28年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９７号
札幌市北区新琴似８条１丁目１番18号パーンホフ８・１　105号、開始決定時札幌市北区新川１条２丁目８番25―403号
破産者　平舘　一直
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７４７号
札幌市豊平区平岸５条７丁目７番12―1101号
破産者　冨家　翔太
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７８７号
札幌市北区屯田５条10丁目１番26号　カマラード101号
破産者　村田　葉子
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８２１号
札幌市中央区南９条西９丁目２番20号　スカイシティＡ401号
破産者　道場　公司
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５８号
仙台市青葉区柏木１丁目７番33号
破産者　櫻井　眞一
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
埼玉県川越市山田444―２　ソレイユ101、住民票上の住所埼玉県川越市大字小堤539番地１
破産者　明ケ戸　進
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６８号
埼玉県川越市山田444―２　ソレイユ101、住民票上の住所埼玉県川越市大字小堤539番地１
破産者　明ケ戸弘子
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５３５号
埼玉県入間市大字下藤沢695番地
破産者　金子　康子
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５３９号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目10番地５　ハイライズ内野302
破産者　関口　嘉昭
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５４８号
埼玉県川越市大字笠幡1645番地144
破産者　鎌田　順也
１　決定年月日　平成28年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部